

# 郡山市地域型保育事業における連携施設の取扱いに関するガイドライン

平成 28 年 3 月 31 日制定

【こども部こども育成課】

地域型保育事業実施にあたり必要となる連携施設の取扱いについて、具体的な内容及び条件等を示すため、本ガイドラインを制定する。

## 1 連携施設の設定

(1) 地域型保育事業者（居宅訪問型保育を行う者を除く。以下同じ。）は、認可要件として以下の役割を担う連携施設を確保しなければならない。（郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市条例」という。）第 7 条）

- ①保育内容への支援
- ②代替保育の提供
- ③卒園後の受け皿

※定員 20 名以上を預かる保育所型事業所内保育事業を行う者は、上記③のみ該当。（市条例第 46 条）

(2) 連携施設として設定できる施設は、認可等を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び認可保育所をいう。以下同じ。）に限るが、複数の施設を連携施設とすることも、連携施設側が複数の地域型保育事業の連携施設になることも可能とする。

(3) 連携内容として、前第 1 項に示す①～③の機能の一部しか協力できない場合にあっても、複数の連携施設を設定することにより、①～③の全てを担保できる場合に限り、当該一部しか協力できない施設も連携施設とすることができるものとする。

(4) 連携施設の設定については、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で調整することを基本とするが、調整が難航した場合は、地域型保育事業者からの求めに応じて、郡山市が相談を受け、連携施設の仲介・調整等必要な支援を行う。

(5) 連携施設の設定に係る費用負担については、地域型保育事業者と連携施設との間で協議するものとし、費用の額は、一定期間の定額を定めることも、内容ごとに 1 回あたり・1 児童あたりの額を定めるものでも構わない。

(6) 連携施設を設定する際には、地域型保育事業者と連携施設との間で必ず協定書を取交わすこととする。

## 2 連携内容

連携内容については以下に示すとおりとする。

### (1) 保育内容への支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。（市条例第7条第1項）

具体的な内容については、以下のとおりとする。なお、この項目中「相談・助言」は必須とし、その他は必要に応じて実施する項目とする。

項目	内 容
相談・助言	保護者等への支援について、連携施設への相談を行い、助言を受ける。
合同保育 (行事への参加)	連携施設との定期的な合同保育の場（行事への参加）により、集団保育の機会を確保する。
園庭開放	連携施設の園庭等の定期的な利用により、運動遊びを通じた児童の健康増進を図る。
合同健康診断	連携施設と嘱託医を同じくする場合、連携施設の嘱託医による合同の健康診断（内科・歯科）を受ける。
給食	<ul style="list-style-type: none"><li>・自園調理を行わず、連携施設で調理した給食を搬入する方法により給食を提供する場合は“必須”とする。その場合、支援を行う連携施設においては、衛生管理面、適温給食等を考慮し、一定の要件（距離、配送所要時間等）を満たすことを原則とする。</li><li>・自園調理を行う場合は、献立の作成に関する助言等を受ける。</li></ul> <p>【参考】給食運搬の距離等の目安 10キロメートル以内かつ車で30分以内 ※配送する際には、専用ボックス等を使用するなど衛生的配慮が必要。</p>
その他	その他保育内容への支援として必要とする事項等。

### (2) 代替保育の提供【必須】

必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所において保育従事者の病気又はやむを得ない事情等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。（市条例第7条第2項）

なお、代替保育の提供方法（連携施設での保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるか）については、双方の協議により、いずれの場合も可能とする。

具体的な内容については、以下のとおりとする。

項目	内 容
代替保育の 必要性	<p>どのような場合に代替保育を実施するかについては、あらかじめ連携施設との協定において定めておくことが望ましい。</p> <p>【参考】代替保育が必要になる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育者のすべてが疾病</li> <li>・ 災害等による保育場所の滅失・き損</li> </ul>
連携施設が 代替保育の 提供を拒む ことができ る場合	<p>上記に関わらず、代替保育を受け入れることにより連携施設で施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、代替保育の提供をしないことができるものとする。ただし、やむを得ない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的には、あらかじめ連携施設との協定において定めておくことが望ましい。</p> <p>【参考】代替保育を提供しない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替保育を提供することにより、連携施設で保育士配置基準や面積基準等を満たせなくなる場合</li> <li>・ 児童の伝染性の疾病（疑い含む）により重篤な感染等の恐れがある場合</li> <li>・ 通常の保育を超える特別な支援が必要な児童がおり、当該児童のために必要な人員を配置できない場合</li> <li>・ 連携施設で代替保育することについて、地域型保育事業側の児童の保護者の同意が得られない場合</li> <li>・ 地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供が受けられない場合</li> <li>・ 連携施設としての機能提供に係る費用負担に滞納がある場合</li> </ul>
代替保育時 の損害対応	<p>代替保育中に発生した損害については、原則として全て地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険に加入すること。</p> <p>また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、地域型保育事業者の責任において処理し、連携施設側に仲介等の負担をかけないようにすることが望ましい。</p> <p>【参考】損害の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域型保育事業者側の児童の怪我、病気、誤飲等の事故</li> <li>・ 地域型保育事業所側の児童による連携施設側児童、施設、設備等への加害による損害</li> <li>・ 移動中に発生した損害</li> </ul>

### (3) 卒園後の受け皿【必須】

地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、地域枠の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（市条例第7条第3項）

具体的な内容については、以下のとおりとする。

項目	内 容
卒園後の受け皿	連携施設において、連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に入所できる枠を確保する。 なお、卒園時は年度ごとに変動することを踏まえ、協定書においては最低何名と定めること。 また、連携施設は入所可能人数を地域型保育事業者に伝え、地域型保育事業者は毎年利用者の意向を確認した上で、連携施設への入所を希望する人数を報告するなど、円滑な運営に配慮すること。

### 3 連携施設の設定に関する経過措置について

地域型保育事業者は、連携施設を確保することが著しく困難な場合であって、教育・保育施設による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合のみ、平成32年3月31日までの間に限り、連携施設を確保しないことができる。（市条例附則第3項）

ただし、設置認可時点で連携施設を設定するよう努めることとし、設置認可時に経過措置の適用を受けて連携施設を設定しない場合であっても、経過措置期間が終了する平成32年4月1日時点においては、必ず連携施設を設定しなければならない。（※1）

また、給付費の支給にあたっては、基本分単価中に連携施設設定に係る給付分が設定されているため、連携施設を設定していない間は減算される。

（※1）連携施設の設定については、1－(4)に示すとおり、地域型保育事業者からの求めに応じ、郡山市が必要な支援を行う。

#### 【参考】連携施設を設定しない場合の減算額（公定価格）

- ・小規模保育事業 A・B 1,290 円/人
- ・小規模保育事業 C 1,640 円/人
- ・家庭的保育事業 6,170 円/人
- ・事業所内保育事業 1,290 円/人

## 連携に関する協定書（例）

※連携内容により、加除修正する必要があります。

〇〇〇法人△△△△園（以下「甲」という。）と□□会社◎◎◎◎小規模保育事業◇◇◇◇◇保育園（以下「乙」という。）は、連携施設の設定について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（保育内容の支援）

第1条 甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊技場を開放するものとする。

2 甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。

3 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

4 甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第2条 甲は、乙の職員が病気などのやむを得ない事情等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

2 乙は、甲に対して、乙の施設へ代替要員の派遣を依頼する場合には代替要員1人につき▲▲,▲▲▲円（1日当り）を支払うものとする。

3 乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき▲▲,▲▲▲円（1日当り）を支払うものとする。

（卒園後の受け入れ）

第3条 甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を最低■名確保する。

2 甲は、毎年●●月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。

3 乙は、毎年●●月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、甲へ報告する。

4 甲は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受け入れ数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

（食事の提供）

第4条 甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。

(1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で児童に食事を提供する。

3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。

(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲



